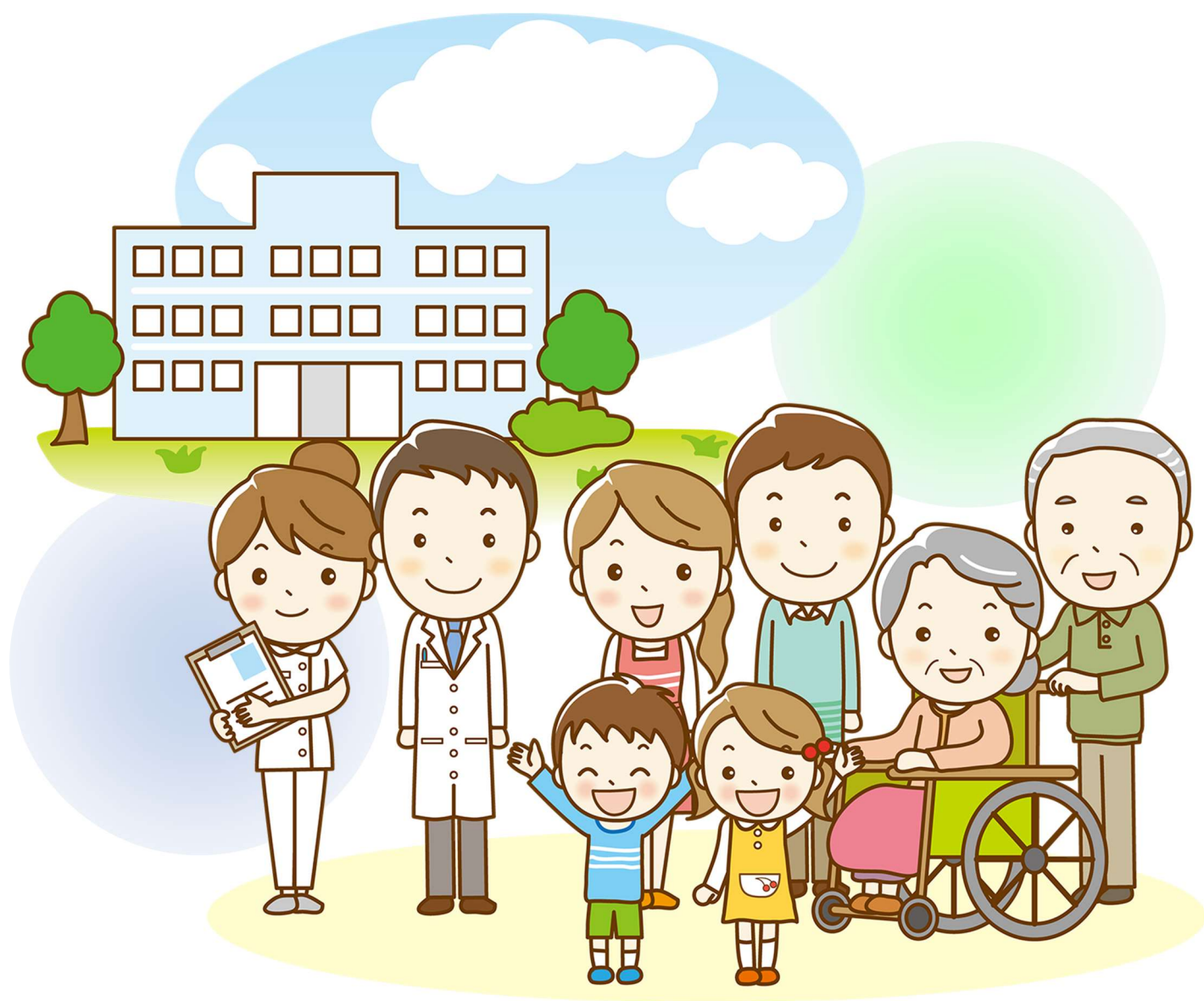


概要版

浜田地区広域行政組合 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



令和6年2月
浜田地区広域行政組合

I 計画策定にあたって

我が国では、高齢化率のさらなる上昇、核家族世帯や単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境が大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成12(2000)年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。令和7年(2025)年には、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者になり、さらにその先のいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年に向け、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定されています。その一方で、現役世代の減少は顕著となり、地域の高齢者介護を支える担い手の確保が重要となっています。

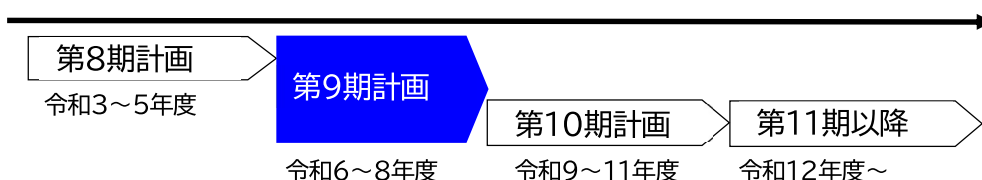
サービス利用者の増加に伴ってサービス費用が急速に増大する中で、制度を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し維持・向上させるために、介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

さらに、一人ひとりが適切な支援を受け、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供され、地域住民主体の見守り・健康づくり・生活支援・助け合いなどの活動を連携してサポートする「地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められています。

浜田地区広域行政組合(以下「本組合」という。)においても、地域包括ケアシステムのあるべき姿を念頭におきながら、各種施策を見直し、圏域内(浜田市及び江津市。以下「本圏域」という。)の全ての高齢者やその家族が、住みなれた地域の中で、有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができ、安心して、生き生きと生活することができる社会(地域共生社会)を目指します。

1 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定するものです。



2 日常生活圏域の設定

高齢者が住みなれた環境で暮らし続けるため、右のとおり11圏域を設定します。ただし、サービスの提供体制が整わない場合等については、利用者の個々の生活実態に合わせて、「日常生活圏域」→「生活圏域」→「圏域」の順に対象範囲を柔軟に拡大して対応するものとします。

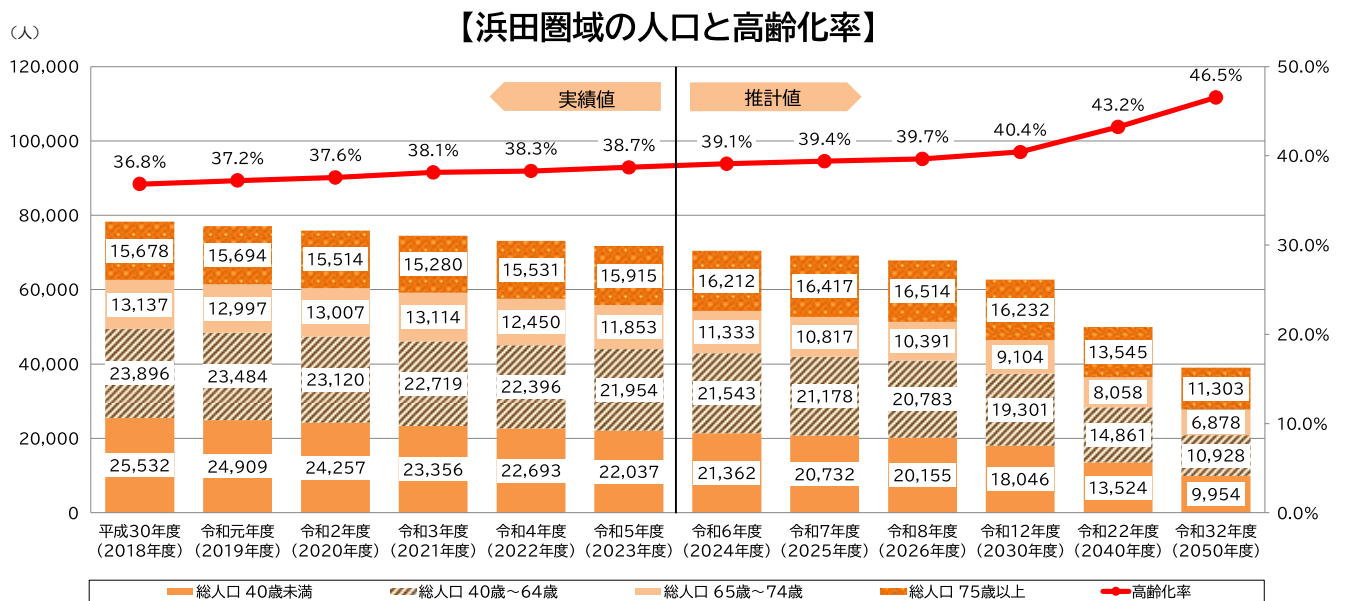


Ⅱ 地域の高齢者に関する現状と今後の推移

1 高齢者の現状

(1) 総人口と高齢者数の推移と推計

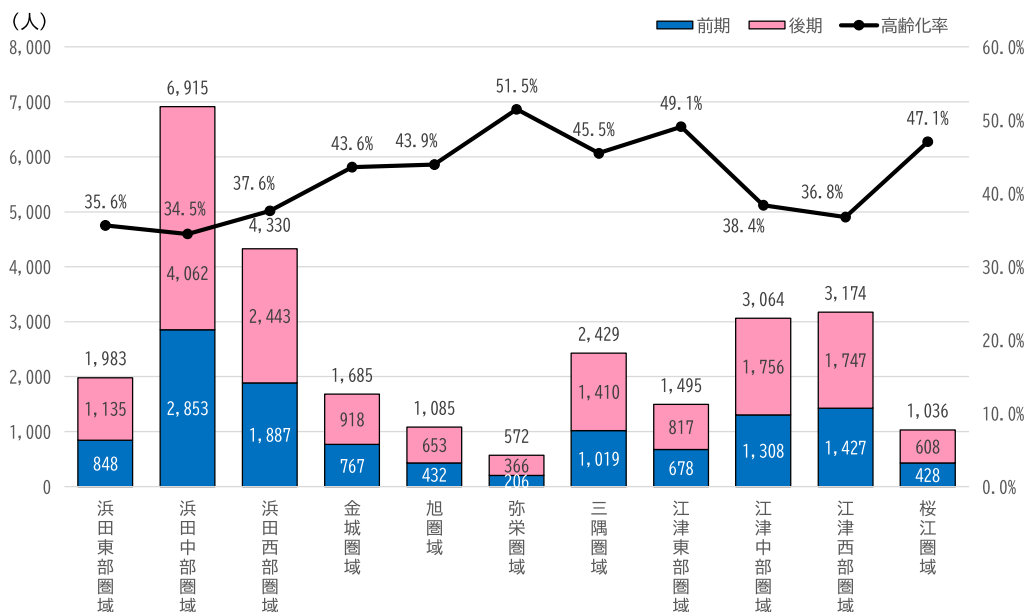
人口は高齢者数ともども減少していく見込みとなっているものの、団塊の世代の高齢化に伴い、75歳以上の後期高齢者はしばらくの間増加するとみられており、今後さらなる少子高齢化が予測されています。



出典：【実績値】住民基本台帳(各年10月1日現在)【推計値】コーホート変化率法による推計値

(2) 日常生活圏域別の高齢者の状況

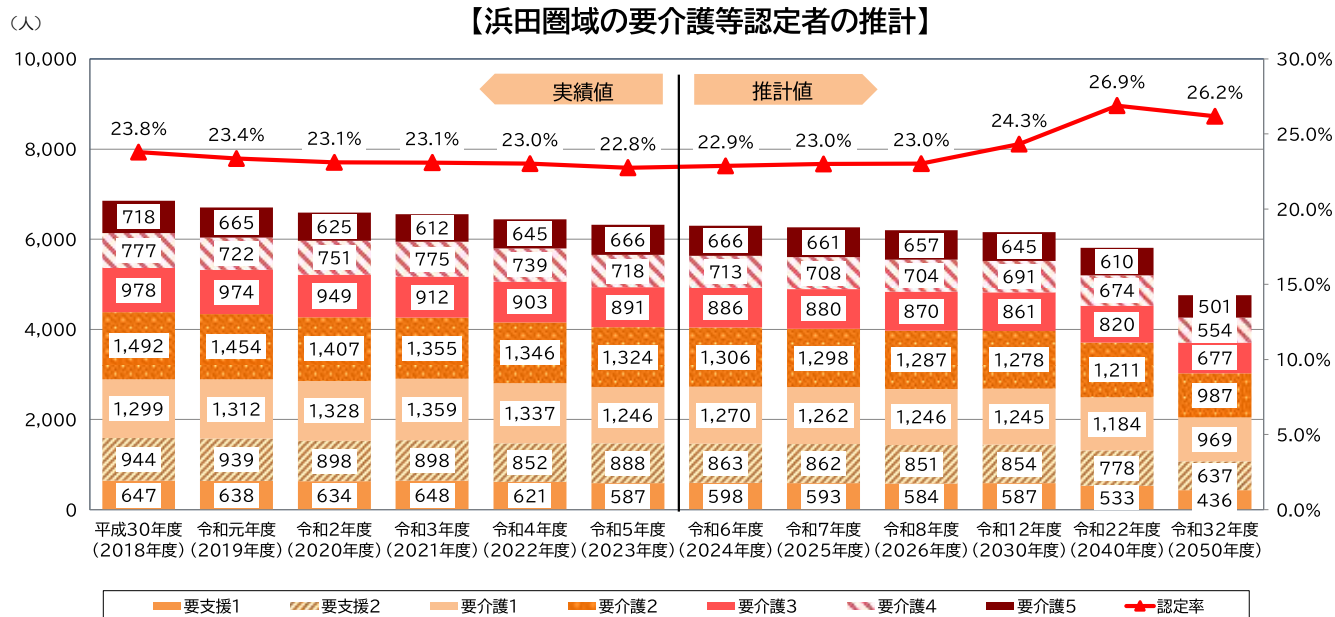
日常生活圏域別に高齢者数と高齢化率をみると、圏域によって大きな差がみられます。金城、旭、三隅、江津東部、桜江の各圏域では高齢化率が40%を超え、弥栄では50%を超えています。



出典：浜田市・江津市住民基本台帳人口(令和5年10月1日現在)

(3)要支援・要介護認定者の推移と推計

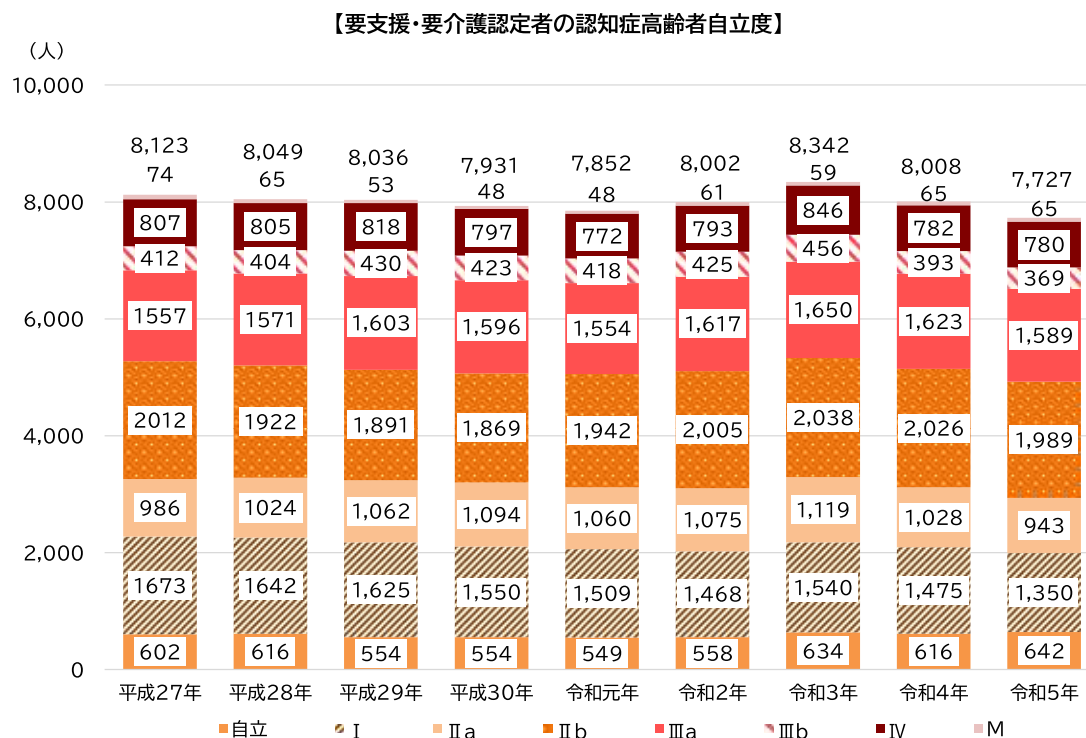
本計画期間における要支援・要介護認定者は、ほぼ横ばいで推移することが見込まれます。



出典:【実績値】介護保険事業状況報告各年9月末【推計値】見える化システムによる推計値

(4)認知症高齢者の状況

要支援・要介護認定者のうち、認知症高齢者自立度がⅡa以上の人は、令和3年をピークに減少傾向となっているものの、認知症高齢者自立度がⅡa以上の割合は、令和5年は74.2%となっています。



出典:厚生労働省「介護保険総合データベース」各年10月時点

Ⅲ 計画の基本構想

1 本圏域の目指すべき姿と基本方針

本圏域のすべての高齢者が心身の状況変化により「転々としにくいこと」、そして、「住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことができる圏域」を目指していきます。その実現に当たっては、「高齢者の自立」、「地域での支えあい」、「住みなれた地域での暮らし」、「生活者視点の地域包括ケア」の実現を第8期計画に引き続き基本方針とします。

基本理念

「住みなれた地域で自分らしく暮らしていくこと」ができる圏域(転々としにくい)

基本方針

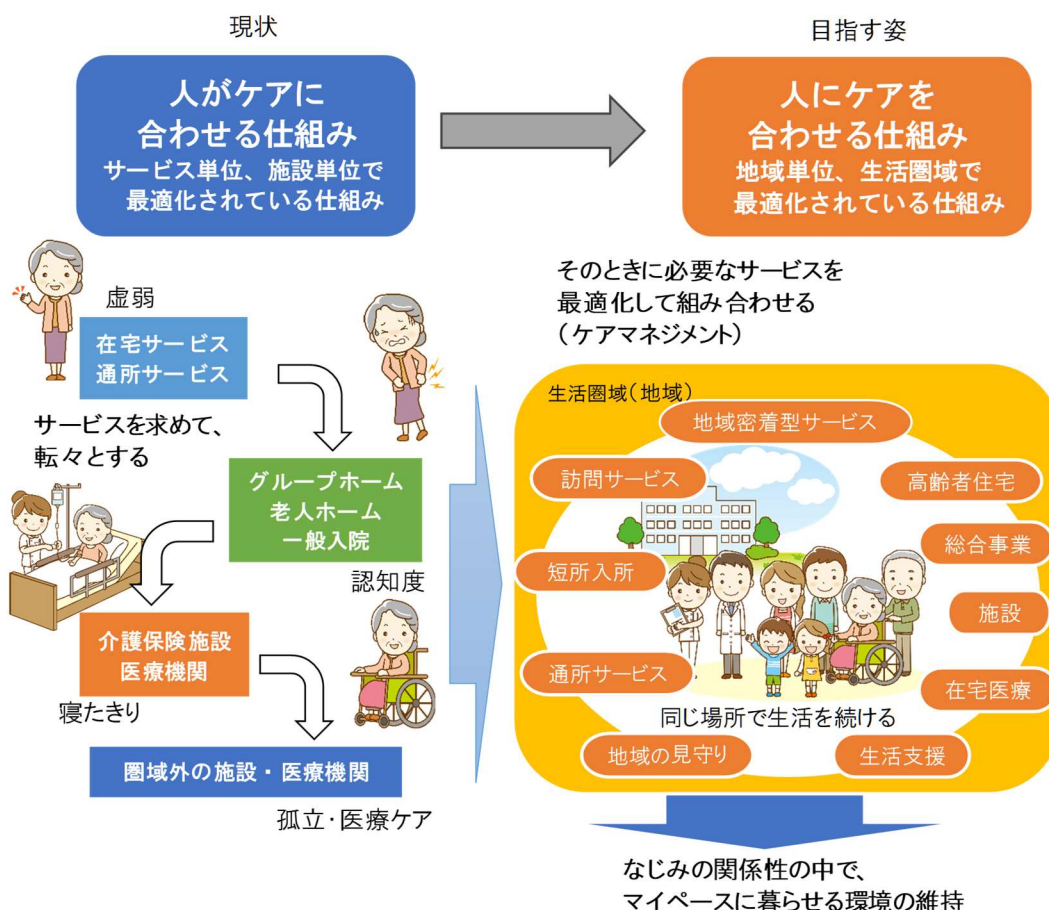
- ・高齢者の自立
- ・地域での支えあい
- ・住みなれた地域での暮らし



「生活者視点での地域包括ケア」

目指すべき姿(転々としにくい)

- ① 住みなれた家で暮らし続ける ② なじみの関係で暮らし続ける ③ 圏域内で暮らし続ける



2 本計画の基本目標

計画の基本方針を実現するために、以下のような6つの基本目標を定め、様々な施策を展開していきます。

基本目標Ⅰ 地域共生社会と地域包括ケアシステムの実現

地域共生社会の理念のもと、我が事として人と人が繋がり、生きがいや役割をもってお互い助け合いながら暮らすことができる地域を目指します。特に、介護保険の分野では、地域包括システムの充実を図ることにより、医療関係者や介護サービス事業者、そして地域住民などが様々に係わりあい支えることで、高齢者が「住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことができる圏域」を目指していきます。

主な取り組み

- 1 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 2 地域特性を踏まえた地域包括ケアの充実
- 3 地域包括支援センターの体制強化
- 4 高齢者の住まいを中心とした生活基盤の整備

基本目標Ⅱ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

高齢者がいつまでも健康で自立した生活がおくれるよう、引き続き介護予防や健康づくりの取組を進めるほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、フレイル予防についても積極的に取り組んでいきます。また、本圏域の特徴的取組のひとつである「いきいき百歳体操」に取り組む通いの場についても、引き続き充実を図っていきます。こうした取組により、要介護認定率の上昇を抑えて健康寿命の延伸を目指します。

主な取り組み

- 1 介護予防事業の推進

基本目標Ⅲ 地域活動と連携した生活支援体制の充実

高齢者が地域活動を通じて生きがいを感じ、様々な場面で地域のリーダーや支え役として活躍できるよう支援体制の充実を図っていきます。また、生活支援体制の整備に当たっては、民間企業の事業のみならず、高齢者をはじめとする地域住民の支えあいによる共助の仕組づくりを進めていきます。

主な取り組み

- 1 高齢者の生きがいと暮らしの向上
- 2 生活支援体制の充実と担い手の育成

基本目標Ⅳ

認知症施策と権利擁護の推進

たとえ認知症となったとしてもその人らしく暮らせるよう、認知症に対する理解促進と支援体制の強化を進めます。また、高齢者の尊厳を大切に、高齢者虐待や権利侵害の防止に向け必要な措置を講ずるとともに、高齢者に優しい圏域を目指していきます。

主な取り組み

- 1 認知症への理解と支援体制
- 2 高齢者等の権利擁護の推進

基本目標Ⅴ

医療・介護の連携の推進

医療処置を必要とする高齢患者が、療養の場を求めて圏域外の介護施設に入所している現状を踏まえ、必要とされる介護医療院の整備を進めます。また、在宅で生活する要介護高齢者に対しては、医療系在宅サービスの充実を図るとともに、医療と介護の切れ目ない連携により安心して生活できる圏域を目指していきます。

主な取り組み

- 1 医療・介護連携体制の強化
- 2 リハビリテーションの推進

基本目標Ⅵ

介護人材の確保と質の向上

慢性的な担い手不足から人材確保が喫緊の課題となっているため、幅広い世代の人に介護の仕事に魅力を感じてもらえるよう「介護のすそ野」を広げる取組を進めていきます。また、介護従事者のスキルアップや介護サービスの質の向上を図ることにより、将来に亘って安全・安心なサービスが提供されるよう引き続き既存事業の推進、そして充実を図っていきます。

主な取り組み

- 1 介護サービスの質の向上
- 2 地域人材の育成
- 3 最新技術を導入した業務改善と効率化の促進

IV 本計画の目標指標

1 計画の目標指標

本計画では、目標指標を定め、重点的に取り組みます。

項目	指標	現状	令和8(2026)年度目標
基本目標Ⅰ 地域共生社会と地域包括ケアシステムの実現	地域包括支援センターの認知度(困りごとの相談窓口の周知状況)	—	認知度の向上に取り組み、次回アンケートで検証
	圏域住民の幸福度 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	55%	60%
基本目標Ⅱ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進	65歳の健康寿命 (平均自立期間)	男性:17.39年 女性:20.49年	男性:19.50年 女性:21.95年 (島根県令和12年度)
	要支援・要介護認定率	22.4% (令和5年3月)	20.7% (島根県平均)
	通いの場の設置数	811か所	870か所
基本目標Ⅲ 地域活動と連携した生活支援体制の充実	協議体会議の開催	15回	20回
	地域活動づくりへ参加している人の割合	7.8%	20.0%
基本目標Ⅳ 認知症施策と権利擁護の推進	チームオレンジの数	2チーム	9チーム
	認知症サポーターの育成	12,258人	13,400人
	認知症の相談窓口の周知状況	31.1%	50.0%
	権利擁護の促進	—	権利擁護に対する認識の向上に取り組み、次回アンケートで検証
基本目標Ⅴ 医療・介護の連携の推進	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備	—	1事業所(令和6年度)
	看護小規模多機能型居宅介護の整備	—	1事業所(令和8年度)
	アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の認知度	—	認知度の向上に取り組み、次回アンケートで検証
基本目標Ⅵ 介護人材の確保と質の向上	介護の入門的研修参加者数	20人(2会場)	30人(2会場)
	人材キャリアアップ事業申請者数	40人(年間)	80人(年間)
	ケアプラン指導研修事業参加者数	対象事業所の50%	全事業所

2 介護保険サービスの整備目標

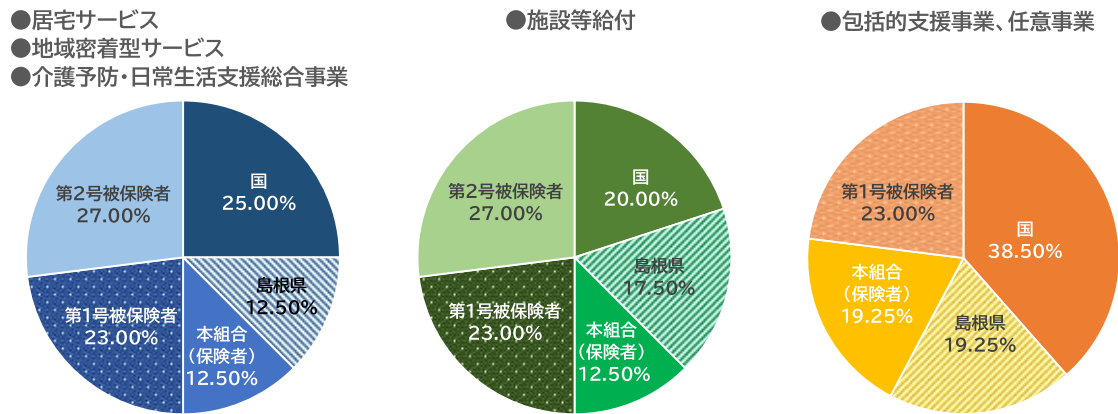
高齢者が安心して住みなれた地域で暮らせるためのサービス提供体制の確保、充実を目指し、地域医療提供体制、地域医療構想等との整合性を図る中で、医療との連携強化による在宅生活の維持、居宅サービスの充実、医療病床の変化に対応した施設サービスの整備を図ります。

区分	種 別
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護
施設サービス	介護医療院 ・ 介護老人保健施設

V 第1号被保険者の介護保険料の設定

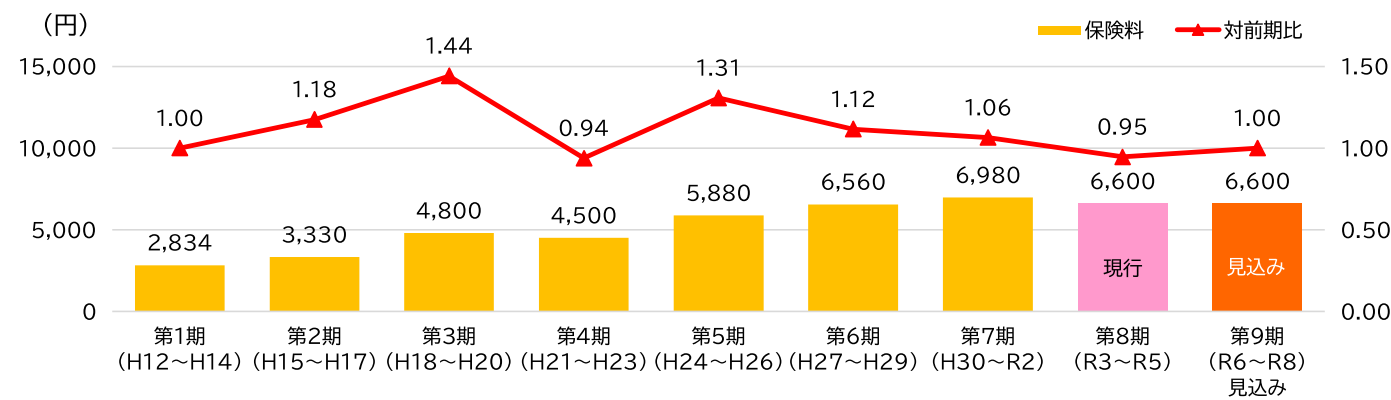
1 保険給付費の財源

介護保険制度における総事業費の財源構成は、原則として50％を被保険者の保険料、残りの50％を公費としています。また、被保険者の保険料のうち、第1号被保険者の割合が23％、第2号被保険者の割合が27％となります。（第8期介護保険事業計画と同じ割合です。）



2 介護保険料の推移

本圏域における介護保険料の基準額の推移は以下のとおりです。



3 介護保険料の算出

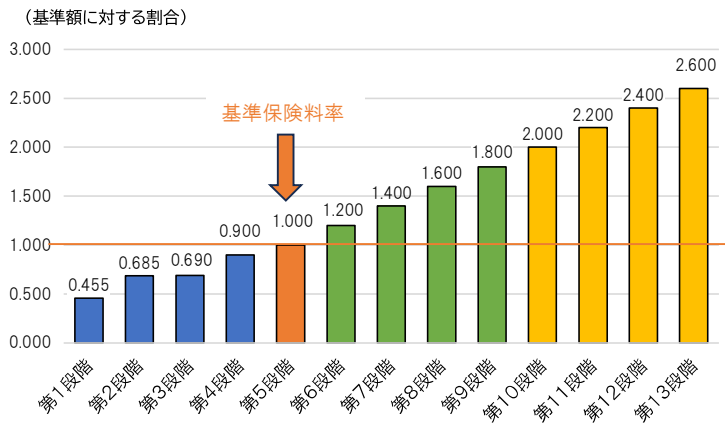
基準月額 6,600円(これは2月8日現在の試算です。)

4 所得段階別保険料額の設定

	対象者		所得等	保険料率	月額 (円)	年額 (円)		
	住民税課税状況							
	世帯	本人						
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者 又は生活保護の受給者	0.455 (0.285)	3,003円 (1,881円)	36,036円 (22,572円)		
			第1号被保険者の区分				80万円以下	
第2段階	非課税	非課税		120万円以下	0.685 (0.485)	4,521円 (3,201円)	54,252円 (38,412円)	
第3段階	非課税	非課税		120万円超え	0.690 (0.685)	4,554円 (4,521円)	54,648円 (54,252円)	
第4段階	課税	非課税		80万円以下	0.900	5,940円	71,280円	
第5段階	課税	非課税		80万円超え	1.000 (基準)	6,600円	79,200円	
第6段階		課税		第2号被保険者の区分	120万円未満	1.200	7,920円	95,040円
第7段階		課税			120万円以上 170万円未満	1.400	9,240円	110,880円
第8段階		課税			170万円以上 210万円未満	1.600	10,560円	126,720円
第9段階		課税			210万円以上 320万円未満	1.800	11,880円	142,560円
第10段階		課税			320万円以上 420万円未満	2.000	13,200円	158,400円
第11段階		課税	420万円以上 520万円未満		2.200	14,520円	174,240円	
第12段階		課税	520万円以上 620万円未満		2.400	15,840円	190,080円	
第13段階		課税	620万円以上		2.600	17,160円	205,920円	

※第1段階から第3段階については、国・県・市の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」による軽減が継続されることから、実質の負担割合は基準額の0.285、0.485、0.685となります。

本計画では、所得段階別の区分に国の標準13段階を基準としたうえで、170万円以上の所得のある第1号被保険者の区分を細分化し、保険料の負担割合を設定することにより、全体の介護保険料の負担の抑制と低所得者の負担軽減を図り、被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな保険料率を設定しました。



発行：〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地(浜田市役所北分庁舎1階)

浜田地区広域行政組合 介護保険課

TEL:0855-25-1520 FAX:0855-25-1506